

## 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設に対する行政処分について

令和3年(2021年)12月22日  
北海道檜山振興局保健環境部社会福祉課  
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

### 1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第50条第3項(同条第1項準用)に基づく行政処分を行いました。

### 2 対象事業者の概要

#### (1) 開設法人

法人名～社会福祉法人あすなる福祉会

代表者名～理事長 樋口 英俊

所在地～檜山郡江差町字豊川町62-2

#### (2) 施設

施設名	サービスの種類	指定年月日	所在地
あすなる学園	障害者支援施設(施設入所支援、生活介護)	平成24年(2012年)3月1日	檜山郡江差町字豊川町62-2

### 3 処分内容

指定障害者支援施設の指定の一部効力停止(新規利用者受け入れ停止)3か月

対象期間:令和3年(2021年)12月23日から令和4年(2022年)3月22日まで

### 4 処分年月日 令和3年(2021年)12月22日

事業の種類	根拠法令
障害者支援施設	障害者総合支援法第50条第3項(同条第1項第2号及び第7号準用)

### 5 処分の原因となる事実

事業の種類	処分の原因となる事実
障害者支援施設	令和2年(2020年)2月12日に道が行った虐待防止に係る勧告後も、従業員2名が、日常的に利用者に対する身体的虐待を行っていた。 監査時に虚偽答弁を行った。